

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

三重国民年金 事案 696

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻の分も含めて父親が納付していた。妻は昭和29年ごろから体調が悪くほとんど実家に戻っていたにもかかわらず、妻の分は納付されているのに、子供である私の分が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年2月に夫婦連番で払い出されており、申立人の妻は、同年4月の国民年金制度開始の時から60歳に到達するまでの国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は昭和37年4月から厚生年金保険に加入しているが、申立人の国民年金の資格喪失手続の年月日については不明であるものの、社会保険事務所に保管している申立人の妻の国民年金被保険者台帳（旧台帳）に、申立人の厚生年金保険加入に伴う強制加入から任意加入に種別変更された年月日が記載されているため、当該手続はその当時に行ったものとみられ、申立人の国民年金の資格喪失手続もその時点で併せて適切に実施されたものと考えられる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人及びその妻の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の父親が行っていたところ、上記のとおり、申立人及びその妻の国民年金の諸手続を適切に実施していたと考えられること、申立期間の申立人の妻の保険料は納付されていること等を勘案すると、申立期間の申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、地域の役員に納めていた。国民年金手帳に印紙を貼っていたと思う。国民年金は、国民の義務と思っていたので、苦しい家計の中から一回も落とさず納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、共に国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付方法等についての説明は、具体的かつ詳細である上、市に照会したところ、「申立期間当時の国民年金保険料は、各地区の自治会長宅等で印紙を購入し、その印紙を国民年金手帳に貼り付けて、市で検認印を押すという方法を取っていた。」としており、申立人の供述を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時の自治会長及び集金人の名前を記憶しているが、自治会長については、市の広報誌により申立期間同時に自治会長であったことが確認できる上、集金人については、申立人の近隣者から、時期は明確でないものの、申立人の夫が記憶している集金人が居たことが確認できることから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 698

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、地域の役員に納めていた。国民年金手帳に印紙を貼っていたと思う。国民年金は、国民の義務と思っていたので、苦しい家計の中から一回も落とさず納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、共に国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付方法等についての説明は、具体的かつ詳細である上、市に照会したところ、「申立期間当時の国民年金保険料は、各地区の自治会長宅等で印紙を購入し、その印紙を国民年金手帳に貼り付けて、市で検認印を押すという方法を取っていた。」としており、申立人の供述を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間当時の自治会長及び集金人の名前を記憶しているが、自治会長については、市の広報誌により申立期間同時に自治会長であったことが確認できる上、集金人については、申立人の近隣者から、時期は明確でないものの、申立人が記憶している集金人が居たことが確認できることから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から同年10月まで

国民年金には、昭和45年3月6日に加入し、国民年金保険料を納付していたが、国民年金手帳には45年11月10日と記載されていたため、A市役所に行き訂正してもらったにもかかわらず、社会保険庁の記録では加入記録が訂正されていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、A市在住時の昭和53年12月にA市において年金手帳の資格取得日を訂正してもらったとしているが、申立人が所持している年金手帳には、はじめて被保険者となった日として「昭和45年11月10日」と記載された日付に二重線が引かれた上で、「B」と押印され、「昭和45年3月6日」と訂正されていることから、当時のA市C課において記載されたことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間当時の保険料納付を開始したきっかけについての説明は、具体的であり、申立期間は任意加入を行った当初の期間であることから、申立人が納付義務の無い期間について加入手続を行いながら保険料を納付しないのは不自然であり、昭和45年10月から始まった付加保険料制度を友人に勧められたため、同年11月からは付加保険料も納付していたところ、社会保険庁の記録により、申立てどおり付加保険料が納付されていることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 55 年 3 月に、A 市 B 区から同市 C 区へ引っ越した際に、C 区役所において、国民年金の住所変更手続きをし、毎月銀行から国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立人の夫の厚生年金保険の資格が途切れた際に生じた 2 回（各 1 か月）の未納期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している。

また、申立期間を含め、その前後の期間は国民年金の任意加入期間であるが、申立人の任意加入した経緯等についての説明に不自然な点はなく、申立人は、引っ越してすぐに転居先の区役所において、住所変更手続きをしたとしているところ、申立人の所持している国民年金手帳の記載状況から適切に手続を行った形跡が見られることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は、住所変更手続きを行った直後の期間であること、申立期間前後の国民年金保険料については納付済みであること等を勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年8月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

当初は国民年金に加入しただけで国民年金保険料を納めていなかったが、結婚してA市B町に転居して間もなく督促があり、過去の期間の国民年金保険料をさかのぼって納めた。

申立期間①については、近年になって、社会保険事務所で昭和40年4月から同年8月までの厚生年金保険の記録が見付かり、国民年金の記録と統合されたが、申立期間①の国民年金保険料は還付されていない。

申立期間②については、昭和40年9月から申立期間②を除いて納付済みになっており、3か月だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和43年2月に婚姻し、婚姻後に申立期間①の国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付したとしているが、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（昭和40年代に使用していたとみられる旧台帳）によると、申立期間①は未加入期間、申立期間①直後の期間は現年度納付とみられる記録となっており、国民年金保険料が遡^{そきゅう}及して納付された形跡は無い上、申立期間①は未加入期間となっていることから、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②前後の期間については、いずれも現年度納付されていることから、あえて申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

三重国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 42 年 3 月まで

国民年金については、母親から、町職員に将来のために良いからと加入勧奨を受け、兄弟全員を加入させ国民年金保険料を納付していたと聞いている。当時の町職員に確認したら、「私の勧めで加入し、きちんと納付もしていた。」と聞いており、兄二人と同様に保険料を納付していたはずであるのに未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月に A 町において職権により申立人の義姉（長兄の妻）及び申立人の妹と共に連番で払い出されており、同年 4 月以降の国民年金保険料については当該記号番号により納付されているが、当該記号番号の払出時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人の義姉及び申立人の妹についても、同年 3 月以前については未納となっている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、昭和 37 年 10 月に A 町において、42 年 6 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が他の複数の者と併せていったん払い出されているが、申立人から国民年金の加入届が提出された形跡が無く、当該記号番号は、ほかの未届者と同様に未使用のままとなっており、当該記号番号により国民年金保険料

が納付された形跡は無い。

加えて、申立期間当時同居していたとする申立人の両親、その兄二人及びその姉の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、5人共に昭和36年3月に連番で払い出されているが、その時点では、申立人は20歳未満で国民年金に加入することはできなかつた上、申立人の家族に加入勧奨を行ったとする当時の町職員に聴取しても、「申立人の家族に国民年金の加入勧奨を行った時期は国民年金制度が発足した時であるが、その時、申立人は20歳未満で加入資格が無かつた。申立人が国民年金に加入した時期については分からない。」としている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、41年10月から44年6月までの期間、45年9月から47年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年10月から44年6月まで
③ 昭和45年9月から47年3月まで
④ 昭和49年4月から50年3月まで
⑤ 昭和51年4月から55年3月まで

国民年金保険料については、毎月集金人が集金に来ており、申立期間①のうち婚姻前は母親が納付していた。婚姻後は妻が二人分の保険料を一緒に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親及び二人の元妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は他界しており、申立人の二人の元妻も所在が確認できず供述が得られないことから、保険料納付の状況が不明である。

申立期間①については、申立人は昭和37年12月に婚姻しており、申立人の国民年金手帳記号番号は39年6月に申立人の最初の妻と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、婚姻前は申立人の母親が、婚姻後は申立人の最初の妻が納付していたと主張しているが、申

立期間①については申立人の母親及び申立人の最初の妻共に未納となっている。

さらに、申立期間②、③及び④についても、申立人は、その最初の妻が申立人と二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②及び③については申立人の最初の妻も未納となっている上、申立期間④については、申立人の最初の妻は申立人と離婚した後の昭和 55 年 3 月に特例納付により納付しており、申立期間④直前の期間についても申立人とその最初の妻の納付日は異なることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間⑤については、申立人は、その再婚後の妻が申立人と二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間⑤については申立人の再婚後の妻も未納となっている。

その上、申立人が申立期間当時居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿によると、昭和 55 年 8 月及び 60 年 4 月ごろに、申立人の国民年金保険料の納付済期間等を確認した上で、保険料の納付を督促した旨、及び今後国民年金の受給に必要な期間の算出結果等が記載されているが、その納付済期間から判断すると、その時点において、申立期間については未納であったものと推認できる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時は実家に在住しており、学生であったので任意加入期間であったが、母親から、私の弟が 20 歳の学生の時から国民年金に加入し国民年金保険料の納付をしていたので、兄である私も当然国民年金に加入して保険料を払っていたはずであると聞いている。当時は祖母がこれらの手続を行っていたと聞いているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の祖母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の祖母は他界しており、申立人の母親も当時の記憶は明確でないとしているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直後の平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入しているが、申立人及びその母親に聴取しても、国民年金から厚生年金保険への切替手続についての記憶が無い上、申立人が申立期間当時居住していた市及び同市を管轄していた社会保険事務所を調査しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立人の弟は 20 歳の学生の時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の国民年金被保険者の加入状況から平成 2 年 9 月以降に払い出されたものと推認でき、国民年金の強制加入期間とな

る元年4月まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得しているものの、任意加入期間であった学生時代は未加入期間となっており、申立内容と相違している。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで
区の係が国民年金への加入の勧誘に回っていたので、自宅で加入手続きを行い、近所の人たちと同時に加入した。申立期間の国民年金保険料については、集金人に毎月 100 円納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当初、国民年金への加入は近所の人たちと同時に加入したとしていたが、その後、加入手続きは自宅で行ったので近所の人たちが同時に加入したか分からないとするなど、加入手続きや保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 6 月 26 日に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点から判断すると、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料は過年度納付によらなければ納付できないところ、申立人は保険料を一括して納付した記憶は無いとしており、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間当時の近隣住民の国民年金の加入状況については確認することができない上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、同年 10 月から 62 年 3 月までの期間、同年 11 月から 63 年 3 月までの期間、同年 6 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 8 月から 12 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで
⑤ 平成元年 8 月から 12 年 9 月まで

60 歳になった時、社会保険事務所で国民年金の支給の有無について照会したところ、国民年金保険料を納付した期間が不足しているため年金を受給できないと言われたが、A 市在住時の確定申告書の控えが出てきたので、申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 回で計 167 か月と長期に及んでいる上、申立人は、申立期間以外にも複数かつ長期の国民年金保険料の未納期間があるなど、納付意識が高かったとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人は、昭和 60 年から 63 年までの期間、平成 3 年から 9 年までの期間及び 12 年の確定申告書の控えを提出しているが、これらの確定申告書の控えに記載された国民年金保険料の支払額について、それぞれの期間に係る現年度保険料額、過年度保険料額又はこれらを合わせた保険料額等と比較しても、いずれの期間も当時納付可能であったと考えられる保険料額と異なっているほか、国民健康保険の支払額についても、年によっては当時の上限額を上回る金額を計上しているなど、その記載内容は不合理なものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料額、納付場所等についての明確な記憶は無い上、申立期間当時、申立人が居住していた市に確認し

でも、申立期間について保険料が納付された形跡は無く、167 か月とこれほど長期にわたり事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、60 歳を超えた平成 15 年 11 月に国民年金に任意加入しているため、その時点で、受給資格を満たしていない状況を認識していたものと考えられる上、任意加入した後も国民年金保険料が納付された形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 50 年 3 月まで

昭和 53 年ごろ、市役所から国民年金保険料の未納通知を受け取った。義母がその通知を見て未納のままでは将来年金がもらえなくなると言って保険料を 20 歳までさかのぼって負担してくれたため、私が市役所において保険料を一括納付した。

その後は、夫と一緒に納付しており、申立期間について、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 53 年ごろに国民年金保険料の未納通知を受けて、申立期間の保険料を市役所で一括納付したとしているため、特例納付に係る申立てと考えられるが、申立人が納付したとする金額は、特例納付による申立期間の保険料と大きく異なっており、申立人は申立期間に係る保険料に相当する金額を納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和 50 年度及び 51 年度は納付済みとなっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 7 月に払い出されているため、当該期間の保険料は過年度納付により納付したものと推測され、当該期間の納付と申立期間の納付を錯誤していることも考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月ごろから 35 年 6 月 17 日まで

私は、成人式の時にA社に勤務していた記憶があり、昭和 33 年 2 月ごろから 36 年ごろまでは同社で勤務していた。しかし、社会保険事務所における同社の厚生年金保険被保険者記録には 35 年 6 月 17 日以降の 8 か月間しか記録が無く納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が分かった5人に照会したところ、このうち3人は、本人が記憶している勤務期間より厚生年金保険被保険者期間が1年半から6年ぐらい短い上、ほかの1人から「3か月ぐらいは厚生年金保険に加入させてもらえないと会社から聞いていた。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 6 月 16 日までに 16 人が被保険者資格を取得しているが、その中に申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点も見られない上、申立人の資格取得日である 35 年 6 月

17日に111人（申立人を含む。）が資格を取得していることから、同事業所においては、それまで厚生年金保険に未加入であった者を一斉に加入させた可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 8 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 5 年 10 月から 6 年 7 月までの標準報酬月額が 20 万円に減額されているが、53 万円だったと思う。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 6 年 9 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、同年 9 月 8 日付けで申立人の 5 年 10 月から 6 年 7 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 53 万円を 20 万円に訂正されていることが確認できる上、同社の元取締役 3 人の 5 年 1 月から 6 年 7 月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額も申立人と同様に減額されている。

一方、申立人は「標準報酬月額を減額することについて承知しており、同意もしていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が当該事業所における標準報酬月額の改定に関与し、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 9 月 29 日まで

社会保険庁の通知によると、昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 42 年 6 月 1 日から 45 年 9 月 29 日までの期間の脱退手当金が支給されていることになっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 10 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、職業安定所を通じてA社に入社し、文具の販売と事務関係の仕事をしてきた。私は、地方の出身であったため、会社の寮に住み込んでいたことから、当時同じ寮に住んでいた同僚等の氏名を覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 41 年 9 月 26 日資格取得）から*番（昭和 43 年 1 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。